

地区計画ガイド

⑦ 田園せきない地区

<地区計画の目標>

近年の農業情勢の変化の中で、農村の活力を維持・発展させるため、農村ならではの魅力を生かした住環境整備を行うとともに、コミュニティ形成による定住人口の確保と、都市と農村の連携による地域農業の新たな展開を図ることとし、地域特性を踏まえつつ、周辺の自然環境の保全に配慮しながら農村定住を促し、農村活性化を進める必要があることから、地区計画を策定し、建築物等の規制を積極的に推進することで、環境の悪化等を未然防止し、健全でゆとりある田園居住空間を計画的に誘導し、農村と調和したまちづくりを目標とする。

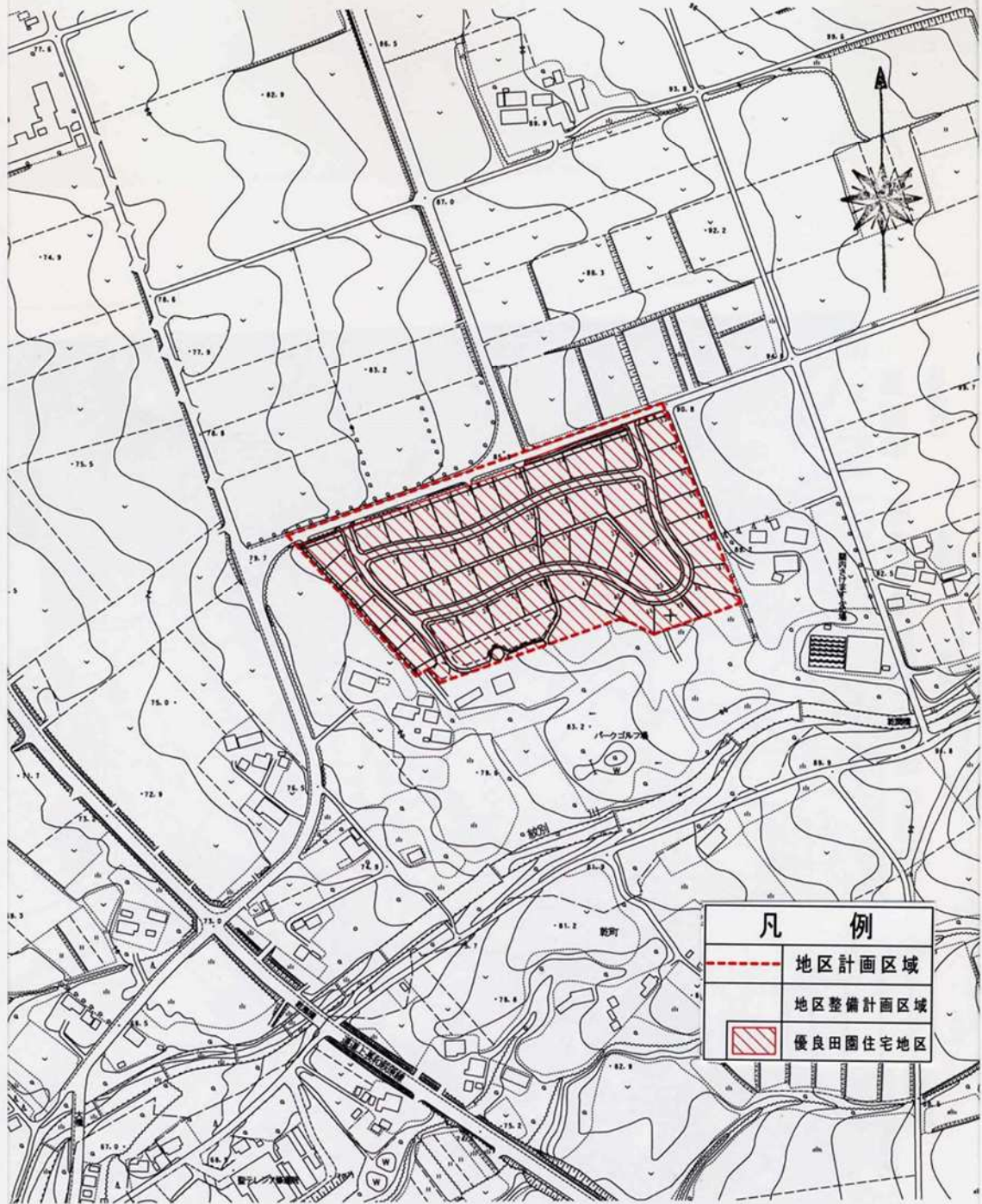
<土地利用の方針>

農村風土と調和のとれた良好な居住空間を形成するとともに、周辺既存集落を含めた環境の維持・保全に努め、合理的かつ健全な土地利用を図る。

＜田園せきない地区＞

地区計画区域内における建築物の制限内容

地区の区分 (計画図表示のとおり)		優良田園住宅地区
建 築 物 等 の 制 限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 一戸建の専用住宅 2. 前各号の建築物に付属するもの
	建築物の容積率の最高限度	容積率の最高限度は5/10とする。
	建築物の建ぺい率の最高限度	建ぺい率の最高限度は3/10とする。
	建築物の敷地面積の最低限度	400㎡
	建築物の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度は地盤面から10m以下とする。また、北側隣地の日照等の影響を考え、建築基準法第56条第1項第3号（第一種・第二種低層住居専用地域）に定める高さとする。
備 考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同施行令の例による。	



室蘭圏都市計画 田園せきない地区地区計画 計画図

0 50 100 200 300 400 500m 1:5000

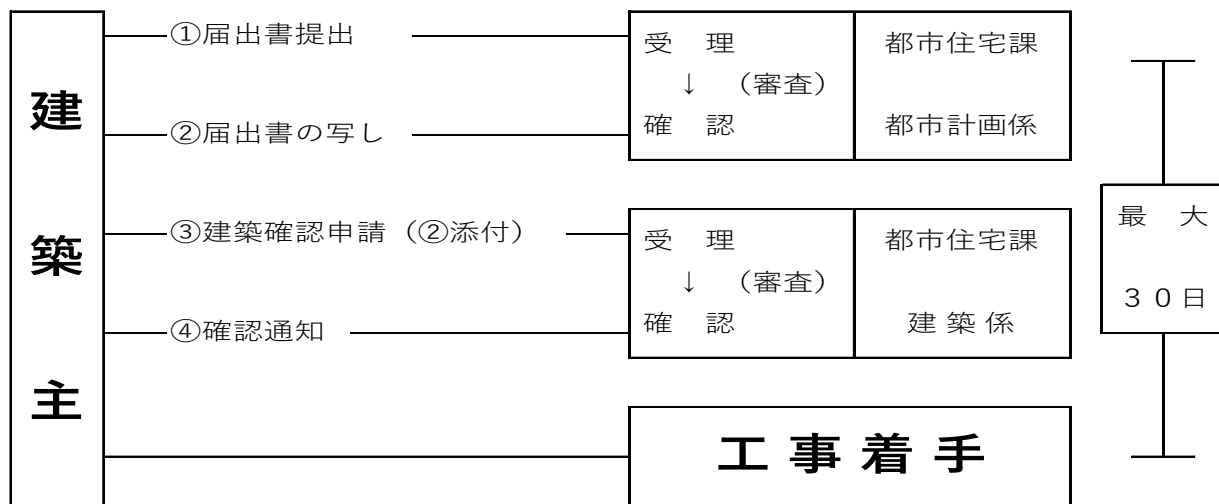
田園せきない地区では、建築物の新築、増改築を行う前に、次のような手続が必要となります。

■届出が必要な行為

- 1、建物の新築、増改築
- 2、車庫、物置等の設置
- 3、工作物の新築、改築
- 4、土地の区画形質の変更
- 5、土地の用途の変更
- 6、建築物等の形態又は意匠の変更 など

■届出の方法

- ・届出期限：工事着工の30日前まで
- ・届出窓口：都市住宅課都市計画係（届出用紙も用意してあります。）



お問い合わせ先

伊達市建設部都市住宅課都市計画係・建築係

伊達市鹿島町20番地1

電話 0142-82-3294

FAX

23-4414